

【1章】

該当ページ	記載内容（現行）	2026年3月31日時点の状況																																													
1-33~34	<p>この具体的基準（標準責任準備金）は、平成8年大蔵省告示第48号で規定されており、次の①、②のうち、金額の大きい方である</p> <p>①（省略）</p> <p>② 契約者価額</p>	<p>【追記】</p> <p>平成8年大蔵省告示第48号が改正（2026年4月1日施行）され、マーケット・バリュー・アジャストメントを有する保険契約を基礎とする区分が、一定の要件を満たす場合には、解約返戻金の額に基づき計算した契約者価額を保険料積立金としないことができることとされた（2026年4月1日以降締結する保険契約に限る）。</p>																																													
1-60~61	<table border="1" data-bbox="280 608 1158 1246"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>積立基準</th> <th>積立限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内法人発行の株式等</td> <td>期末簿価×1.5%</td> <td>期末簿価×100%</td> </tr> <tr> <td>外国法人発行の株式等</td> <td>〃×1.5%</td> <td>〃×75%</td> </tr> <tr> <td>邦貨建債券等 （満期保有目的の債券は除外可能）</td> <td>〃×0.2%</td> <td>〃×10%</td> </tr> <tr> <td>外貨建債券等 （為替予約しているものは除く）</td> <td>〃×1.0%</td> <td>〃×50%</td> </tr> <tr> <td>金地金</td> <td>〃×3.0%</td> <td>〃×125%</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	積立基準	積立限度	国内法人発行の株式等	期末簿価×1.5%	期末簿価×100%	外国法人発行の株式等	〃×1.5%	〃×75%	邦貨建債券等 （満期保有目的の債券は除外可能）	〃×0.2%	〃×10%	外貨建債券等 （為替予約しているものは除く）	〃×1.0%	〃×50%	金地金	〃×3.0%	〃×125%	<table border="1" data-bbox="1182 608 2154 1098"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>積立基準</th> <th>積立限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内法人発行の株式等</td> <td>期末簿価×1.5%</td> <td>期末簿価×100%</td> </tr> <tr> <td>外国法人発行の株式等</td> <td>〃×1.5%</td> <td>〃×<u>100%</u></td> </tr> <tr> <td>邦貨建債券等 （満期保有目的の債券は除外可能）</td> <td>〃×0.2%</td> <td>〃×10%</td> </tr> <tr> <td>外貨建債券等 （為替予約しているものは除く）</td> <td>〃×<u>0.8%</u></td> <td>〃×50%</td> </tr> <tr> <td>金地金</td> <td>〃×<u>1.5%</u></td> <td>〃×<u>100%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1182 1155 2154 1238"><u>外貨建の保険契約に対応する資産については、一定の要件を満たしている場合、下記係数を使用することを認めている。</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 1289 2154 1485"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>積立基準</th> <th>積立限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>外国法人発行の株式等 （外貨建のものに限る）</u></td> <td><u>期末簿価×0.8%</u></td> <td><u>期末簿価×50%</u></td> </tr> <tr> <td><u>外貨建債券等 （為替予約しているものは除く）</u></td> <td><u>〃×0.3%</u></td> <td><u>〃×20%</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	積立基準	積立限度	国内法人発行の株式等	期末簿価×1.5%	期末簿価×100%	外国法人発行の株式等	〃×1.5%	〃× <u>100%</u>	邦貨建債券等 （満期保有目的の債券は除外可能）	〃×0.2%	〃×10%	外貨建債券等 （為替予約しているものは除く）	〃× <u>0.8%</u>	〃×50%	金地金	〃× <u>1.5%</u>	〃× <u>100%</u>	対象資産	積立基準	積立限度	<u>外国法人発行の株式等 （外貨建のものに限る）</u>	<u>期末簿価×0.8%</u>	<u>期末簿価×50%</u>	<u>外貨建債券等 （為替予約しているものは除く）</u>	<u>〃×0.3%</u>	<u>〃×20%</u>
対象資産	積立基準	積立限度																																													
国内法人発行の株式等	期末簿価×1.5%	期末簿価×100%																																													
外国法人発行の株式等	〃×1.5%	〃×75%																																													
邦貨建債券等 （満期保有目的の債券は除外可能）	〃×0.2%	〃×10%																																													
外貨建債券等 （為替予約しているものは除く）	〃×1.0%	〃×50%																																													
金地金	〃×3.0%	〃×125%																																													
対象資産	積立基準	積立限度																																													
国内法人発行の株式等	期末簿価×1.5%	期末簿価×100%																																													
外国法人発行の株式等	〃×1.5%	〃× <u>100%</u>																																													
邦貨建債券等 （満期保有目的の債券は除外可能）	〃×0.2%	〃×10%																																													
外貨建債券等 （為替予約しているものは除く）	〃× <u>0.8%</u>	〃×50%																																													
金地金	〃× <u>1.5%</u>	〃× <u>100%</u>																																													
対象資産	積立基準	積立限度																																													
<u>外国法人発行の株式等 （外貨建のものに限る）</u>	<u>期末簿価×0.8%</u>	<u>期末簿価×50%</u>																																													
<u>外貨建債券等 （為替予約しているものは除く）</u>	<u>〃×0.3%</u>	<u>〃×20%</u>																																													

該当ページ	記載内容（現行）	2026年3月31日時点の状況	
		スクのあるもの(為替予約しているものは除く)	

【6章】

該当ページ	記載内容（現行）	2026年3月31日時点の状況									
6-51~94	6.2.3 日本におけるソルベンシー・マージン比率規制	<p>2026年3月末基準より、経済価値ベースの基準にアップデートされることに伴い、旧基準に関する現行テキストの記載は Appendix に移行または削除予定。</p> <p>経済価値ベースのソルベンシー規制については、6.6 に記載。</p>									
6-130~136	<p>6.4.1 生命保険会社の破綻の判定</p> <p>2. 法律上の破綻の判定基準</p> <p>(1) ソルベンシー・マージン比率規制による判定</p>	<p>2026年3月末基準より、経済価値ベースの基準にアップデートされることに伴い、旧基準に関する現行テキストの記載は Appendix に移行または削除予定。</p> <p>新たな早期是正措置制度の概要は次の通り。</p> <table border="1" data-bbox="1182 911 2123 1445"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 911 1361 960">非対象区分</td> <td data-bbox="1361 911 2123 960">水準：100%以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 960 1361 1158">第一区分</td> <td data-bbox="1361 960 2123 1158">           水準：100-70%            ・改善計画の提出及びその実行の命令            監督指針上は原則1年以内に100%以上に回復すべき旨を規定         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1158 1361 1398">第二区分</td> <td data-bbox="1361 1158 2123 1398">           水準：70-35%            ・保険金等の支払い能力の充実に資する各種措置に係る命令            監督指針上は原則6ヵ月以内に70%以上に回復すべき旨を規定         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1398 1361 1445">第三区分</td> <td data-bbox="1361 1398 2123 1445">水準：35%未満</td> </tr> </tbody> </table>		非対象区分	水準：100%以上	第一区分	水準：100-70% ・改善計画の提出及びその実行の命令 監督指針上は原則1年以内に100%以上に回復すべき旨を規定	第二区分	水準：70-35% ・保険金等の支払い能力の充実に資する各種措置に係る命令 監督指針上は原則6ヵ月以内に70%以上に回復すべき旨を規定	第三区分	水準：35%未満
非対象区分	水準：100%以上										
第一区分	水準：100-70% ・改善計画の提出及びその実行の命令 監督指針上は原則1年以内に100%以上に回復すべき旨を規定										
第二区分	水準：70-35% ・保険金等の支払い能力の充実に資する各種措置に係る命令 監督指針上は原則6ヵ月以内に70%以上に回復すべき旨を規定										
第三区分	水準：35%未満										

該当ページ	記載内容（現行）	2026年3月31日時点の状況	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令  監督指針上は原則3ヵ月以内に35%以上に回復すべき旨を規定</li> </ul>